

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和 7 年度版)

唐津市

目 次

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 見舞金	1
(2) 高額療養費の支給	1
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	2
(5) 介護保険料の減免、納付	2
(6) 自立支援医療の負担軽減	2
(7) 国民年金の支給	2
(8) 子育てに係る負担の軽減	2
(9) 市税等の減免、納付	4
(10) 生活保護	4
(11) 市営住宅の目的外使用	4
(12) 上下水道料金の減免、納付	5
(13) 母子生活支援施設への入所	5
(14) 就業の支援	5
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	5
(16) 多重債務に関する相談	5
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) 精神保健福祉	6
(2) 子育ての悩み	6
(3) DV相談	6
(4) 障害者虐待	6
(5) 高齢者虐待	6
(6) 身体の障害	7
(7) 住所情報の保護	7

市の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につなぎます。	総務課庶務係 (市役所本庁 3 階) T E L 0955-72-9113
--	--

2 経済的支援

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	総務課庶務係 (市役所本庁 3 階) T E L 0955-72-9113
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	保険年金課 (市役所本庁 1 階 15 番窓口) 国民健康保険係 T E L 0955-72-9123 内 線 2044 高齢者医療係 T E L 0955-72-9123 内 線 2034、2035、2048
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療制度】	災害等により著しい損害を受けた場合や世帯の収入が著しく減少した場合、申請により医療費の一部負担金の減免や徴収猶予を行うことがあります。	保険年金課 (市役所本庁 1 階 15 番窓口) 国民健康保険係 T E L 0955-72-9123 内 線 2044 高齢者医療係 T E L 0955-72-9123 内 線 2034、2035、2048

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	保険年金課高齢者医療係 (市役所本庁 1 階 15 番窓口) T E L 0955-72-9123 内 線 2034、2035、2048
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	【介護保険料の減免、納付相談】 高齢者支援課 介護業務係 (市役所本庁 1 階 24 番窓口) T E L 0955-70-0101 内 線 2212～2214
(6) 自立支援医療の負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患の治療のため通院医療が必要な方に対して、医療費の自己負担額を軽減します。	唐津市障がい者支援課 (市役所本庁 1 階 26・27 番窓口・りんく 1 階) T E L 0955-72-9150 内 線 2 1 6 1
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎年金の資格期間を満たした方が亡くなられた場合において、亡くなられた方に生計を支えられていた配偶者や子どもがいるときに支給します。	保険年金課 年金係 (市役所本庁 1 階 15 番窓口) T E L 0955-72-9121 内 線 2032
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や怪我等が原因で一定以上の障害が残った場合などに、一定額を支給します。	保険年金課 年金係 (市役所本庁 1 階 15 番窓口) T E L 0955-72-9121 内 線 2032
(8) 子育てに係る負担の軽減 【出産】 ●助産制度	妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、助産施設における助産にかかる費用を助成します。	こども家庭相談室こども家庭相談係 (母子・父子自立支援員) (市役所本庁 1 階 36 番窓口) T E L 0955-73-7180 内 線 2136

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくしていない、又は父若しくは母に一定以上の障害がある場合において、児童の母、父又は養育者を対象として、その生活の安定を図るために支給します。	こども家庭課子育て給付係 （市役所本庁 1 階 31 番窓口） T E L 0955-72-9151 内 線 2147
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育料の軽減	ひとり親家庭等の保育料について、所得に応じて軽減します。	こども家庭課児童保育係 （市役所本庁 1 階 28 番窓口） T E L 0955-72-9151 内 線 2141、2142
【保育】 ●一時保育 （一時預かり）	保護者の傷病・入院等により、緊急、一時的に保育が必要となったこども（保育園等に入所していないこども）を保育します。	こども家庭課児童保育係 （市役所本庁 1 階 28 番窓口） T E L 0955-72-9151 内 線 2141、2142
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 （本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。）	こども家庭課子育て給付係 （市役所本庁 1 階 31 番窓口） T E L 0955-72-9151 内 線 2147
【修学】 ●修学費用等の貸付け	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、児童が修学するために必要な資金をはじめとした各種資金の貸付を行います。	こども家庭相談室こども家庭相談係（母子・父子自立支援員） （市役所本庁 1 階 36 番窓口） T E L 0955-73-7180 内 線 2136
【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	学校支援課 学務係 （市役所別館 6 階） T E L 0955-53-7138 内 線 3125

(9) 市税等の減免、 納付	【市・県民税の減免】	税務課 課税係 (市役所本庁 2 階 9 - 1 窓口) T E L 0955-72-9117 内 線 1474~1478
	【固定資産税の減免】	税務課 固定資産係 (市役所本庁 2 階 9 - 2 窓口) T E L 0955-72-9188 内 線 1490~1495
	【軽自動車税（種別割）の減免】	税務課 庶務係 (市役所本庁 2 階 9 - 4 窓口) T E L 0955-72-9116 内 線 1471~1473
	【国民健康保険税（料）の減免】	保険年金課 国民健康保険 係 (市役所本庁 1 階 15 番窓 口) T E L 0955-72-9123 内 線 2042、2043
	【市税の納付相談】	税務課 収納係 (市役所本庁 2 階 9 - 3 窓口) T E L 0955-72-9188 内 線 1480~1487
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	生活保護課 保護係 (市役所本庁 2 階 1 番窓 口) T E L 0955-72-9153 内 線 2233~2235 2241~2247
(11) 市営住宅の目的 外使用	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、市営住宅の目的外使用に関する相談に応じます。	建築住宅課 住宅政策係 (市役所本庁 4 階 8 番窓 口) T E L 0955-72-9139 内 線 2633

(12) 上下水道料金の納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた分割納付の相談に応じます。	上下水道局料金センター (市役所本庁5階 7番窓口) TEL 0955-72-9147 内線 2723
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭を入所させて自立に向けた生活を支援します。	こども家庭相談室こども家庭相談係(母子・父子自立支援員) (市役所本庁1階 36番窓口) TEL 0955-73-7180 内線 2136
(14) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方を対象に、自立のための就業支援を総合的に実施します。	唐津市生活自立支援センター (市役所本庁2階 2番窓口) TEL 0955-58-8620 内線 2249
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	唐津市消費生活センター (市役所本庁2階 10番窓口) TEL 0955-73-0999 内線 2023
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	唐津市消費生活センター (市役所本庁2階 10番窓口) TEL 0955-73-0999 内線 2023

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	・唐津市保健センター（保健医療課） TEL (0955) 75-5161 内線 4204 ・障がい者支援課（市役所本庁1階 26・27番窓口・りんく1階） TEL 0955-72-9150 内線 2161 ・北部地域障がい者相談支援センター（りんく2階） TEL 0955-72-9272 内線 2171
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども家庭相談室 こども家庭相談係 （市役所本庁1階 36番窓口） TEL 0955-73-7181 内線 2137、2156～2158
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	こども家庭相談室 こども家庭相談係（母子・父子自立支援員） （市役所本庁1階 36番窓口） TEL 0955-73-7180 内線 2136
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	・北部地域障がい者相談支援センター（りんく2階） TEL 0955-72-9272 内線 2171
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	地域包括支援課 地域支援係 （市役所本庁1階 20番窓口） TEL 0955-72-9191 内線 2216～2218

相 談 内 容	制 度 ・ サ ー ビ ス の 内 容	窓 口
(6) 身体障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	・ 障がい者支援課 （市役所本庁 1 階 26・27 番窓口・りんく 1 階） T E L 0955-72-9150 内 線 2163 ・ 北部地域障がい者相談支援センター（りんく 2 階） T E L 0955-72-9272 内 線 2171
(7) 住所情報の保護	D V や ス ト ー カ ー 行 為 等 の 被 害 を 受 け て い る 人 ま た は そ の 恐 れ が あ る 人 を 保 護 す る た め 、 相 手 方 に 対 し て 住 所 情 報 が 漏 れ な い よ う に 証 明 書 の 発 行 や 各 種 通 知 の 発 送 に 制 限 を かけ ます（住民基本台帳事務の支援措置）	市民課 庶務係 （市役所本庁 1 階 市民課 窓口） T E L 0955-72-9120 内 線 2012 または各市民センター 総務・福祉課市民係